

## 4. 環境影響の要因及び環境影響評価の項目並びに検討手法

### 4.1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い事業の実施予定区域及びその周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下「環境影響の要因」という。）について、事業特性及び地域特性を考慮し、抽出した結果は表 4.1.1 に示すとおりである。

なお、対象事業の一部変更に係る検討において、抽出すべき環境影響の要因は、環境影響評価書（平成 14 年 11 月）において抽出した 6 つの要因を基本とした。

表 4.1.1 環境影響の要因の抽出結果

環境影響の要因		想定される環境影響の内容
施設の存在	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架等の存在により、日照障害、電波障害の発生が考えられる。</li> <li>高架等の存在により、都市景観の変化が考えられる。</li> </ul>
	列車の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>列車の走行に伴い、騒音、振動、低周波音が発生する。</li> </ul>
施設の利用	駅施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅施設の利用に伴い、廃棄物が発生する。</li> </ul>
建設工事中	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴い、大気汚染物質が排出される。</li> <li>建設機械の稼働に伴い、騒音、振動が発生する。</li> </ul>
	工事用運搬車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用運搬車両の運行に伴い、大気汚染物質が排出される。</li> <li>工事用運搬車両の運行に伴い、騒音、振動が発生する。</li> </ul>
	土地の改変等	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋脚の建設工事に伴い、河川の濁りの発生が考えられる。</li> <li>土地の改変に伴い、地下水、土壌への影響が考えられる。</li> <li>土地の改変に伴い、埋蔵文化財への影響が考えられる。</li> <li>土地の改変に伴い、土砂が発生する。</li> </ul>

### 4.2 環境影響評価の項目

環境影響の要因及び事業内容の変更等の条件を勘案し、環境影響評価の項目を抽出した。環境影響の要因と環境影響評価の項目の関係は、表 4.2.1 に示すとおりである。

なお、検討の対象とする環境要素は、地下水、騒音、振動、低周波音、土壌汚染、日照障害、電波障害、景観の 8 区分である。

表 4. 2. 1(1) 環境影響の要因と環境影響評価の項目の関係

環境項目	細項目	環境影響要因の内容					判 断 理 由
		施設の存在	施設の供用		工事の実施		
			列車の走行	駅施設の利用	建設機械の稼働	工事用運搬車両の運行	
大 気 質	二酸化窒素			○	○	建設機械の稼働については、建設機械別の大気汚染物質排出量が予測事項であるが、主な使用建設機械の変更がないことから、検証項目として対象としない。工事用運搬車両の運行については、工事用運搬車両の運行に伴う大気汚染物質の排出量が予測事項であるが、運行台数の変化がないことから、検証項目としては対象としない。	
	浮遊粒子状物質			○	○		
	二酸化硫黄			○	○		
水質・底質	浮遊物質				○	建設工事において神崎川に橋脚を建設するが、当該工事の内容に変更がないことから、検証項目として対象としない。	
地 下 水	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン等				●	本事業計画路線の周辺（南吹田）で地下水汚染が認められており、さらに、当該地域における工事内容の変更があることから、検証項目として設定する。	
騒 音	等価騒音レベル	●			○	列車の走行については、構造条件及び線路位置に変更があることから、検証項目として設定する。建設機械の稼働については、主な使用建設機械に変更はないが、稼働位置に変更があることから、検証項目として設定する。工事用運搬車両の運行については、運行台数の変化がないことから、検証項目としては対象としない。	
	騒音レベルの90%レンジ上端値等			●			
振 動	振動レベルの最大値	●				列車の走行については、構造条件及び線路位置に変更があることから、検証項目として設定する。建設機械の稼働については、主な使用建設機械に変更はないが、稼働位置に変更があることから、検証項目として設定する。工事用運搬車両の運行については、運行台数の変化がないことから、検証項目としては対象としない。	
	振動レベルの80%レンジ上端値等			●	○		
低周波音	低周波音の音圧レベルの最大値	●				列車の走行については、構造条件及び線路位置に変更があることから、検証項目として設定する。	
悪 臭						—	
地盤沈下						—	
土 壌 汚 染	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン等				●	本事業計画路線の周辺（南吹田）で土壌汚染が認められており、さらに、当該地域における工事内容の変更があることから、検証項目として設定する。	
日照阻害	日照阻害	●				構造条件及び線路位置に変更があることから、検証項目として設定する。	

(注) 1. ●印は環境影響評価項目のうち本検討において環境影響の範囲又は程度の検証を行う項目、○印は環境影響評価項目のうち環境影響の範囲又は程度に変化のない項目である。  
 2. 判断理由において、「—」を示している項目は、環境影響評価書（平成14年11月）に示す内容と同様の理由により、環境影響の範囲又は程度の検証を行わないことを示している。

表 4. 2. 1(2) 環境影響の要因と環境影響評価の項目の関係

環境項目	細項目	環境影響要因の内容			判断理由
		施設の存在	施設の供用	工事の実施	
			列車の走行	駅施設の利用	建設機械の稼働 の運行 工事用運搬車両 土地の改変等
電波障害	テレビ電波障害	●			構造条件及び線路位置に変更があることから、検証項目として設定する。
気象					—
地象					—
水象					—
陸域生態系	陸生動物				—
	淡水生物				—
海域生態系					—
人と自然との 触れ合い 活動の場	人と自然との 触れ合い 活動の場				—
景観	都市景観	●			盛土構造から高架構造への変更等があることから、検証項目として設定する。
文化財	埋蔵文化財			○	事業内容の変更等を実施する区域においては、指定文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地がないことから、検証項目として対象としない。
廃棄物、発生土	廃棄物		○	○	<p>駅施設の利用については、1日平均乗車人員等の条件の変更はないことから、検証項目として対象としない。土地の改変等については、構造条件に変更があるが、工事を実施する区間が短縮しており、基礎工事等の掘削や盛土の撤去に伴う土砂、コンクリート構造物の撤去に伴うコンクリートがら等が大幅に増大することはないことから、検証項目として対象としない。</p> <p>本事業では、建設発生土は盛土造成等に流用し、事業内での再利用に努める計画である。事業内容の変更にあたっては、建設発生土の流用先である盛土区間が減少することとなるが、盛土築造に用いる土量は掘削及び撤去盛土のうち新盛土への転用を図る量を上回っていることから、建設発生土の最終処分量が増加することはない。</p>
	発生土			○	
地球環境					—

- (注) 1. ●印は環境影響評価項目のうち本検討において環境影響の範囲又は程度の検証を行う項目、○印は環境影響評価項目のうち環境影響の範囲又は程度に変化のない項目である。
2. 判断理由において、「—」を示している項目は、環境影響評価書（平成14年11月）に示す内容と同様の理由により、環境影響の範囲又は程度の検証を行わないことを示している。

### 4.3 環境影響の範囲又は程度の検証方法の基本方針

事業内容の変更に伴う環境影響の範囲又は程度の検証方法について、基本方針は表 4.3.1 に示すとおりである。

表 4.3.1(1) 対象事業一部変更に係る検証の基本方針

環境項目	環境影響要因	検証に関する基本的な考え方
地下水	土地の改変等	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測・評価は、環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様、施工方法に基づいて定性的なとりまとめとする。</li> <li>地下水質は、吹田市が定期的に現地調査を行っていることから、現況把握のため、それらの調査結果も併せて整理する。</li> <li>評価は、環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと、③水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであることとの対比を行う。</li> </ul>
騒音	列車の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様の予測手法で再予測を行う。</li> <li>予測地点は、No.②地点及び跨線線路橋の代表地点とする。</li> <li>評価は、環境影響評価と同様、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこととの対比を行う。</li> <li>跨線線路橋の代表地点付近において、鉄道騒音の現況把握のため、現地調査を実施する。</li> </ul>
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測・評価は、建設機械の稼働位置の変更条件を踏まえ、環境影響の範囲又は程度について考察を行う。</li> <li>評価は、環境影響評価と同様、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであることとの対比を行う。</li> </ul>
振動	列車の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様の予測手法で再予測を行う。</li> <li>予測地点は、No.②地点及び跨線線路橋の代表地点とする。</li> <li>評価は、環境影響評価と同様、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていることとの対比を行う。</li> <li>跨線線路橋の代表地点付近において、鉄道振動の現況把握のため、現地調査を実施する。</li> </ul>
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測・評価は、建設機械の稼働位置の変更条件を踏まえ、環境影響の範囲又は程度について考察を行う。</li> <li>評価は、環境影響評価と同様、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するものであることとの対比を行う。</li> </ul>

表 4.3.1(2) 対象事業一部変更に係る検証の基本方針

環境項目	環境影響要因	検証に関する基本的な考え方
低周波音	列車の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価書（平成 14 年 11 月）では、盛土区間又は地平区間を対象として予測を行っている。</li> <li>当該区間は、盛土構造が高架橋または跨線線路橋に変更となることから、類似箇所における現地調査結果からの推計を行うこととする。</li> <li>評価は、環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこととの対比を行う。</li> </ul>
土壌汚染	土地の改変等	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測・評価は、環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様、施工方法に基づいて定性的なとりまとめとする。</li> <li>評価は、環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様、①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること、②環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと、③土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合するとともに、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める基準に該当しないものであることとの対比を行う。</li> </ul>
日照阻害	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様の予測手法で再予測を行う。</li> <li>予測地点は、環境影響の範囲又は程度の変化が想定される地点を選定することとし、鉄道騒音・振動の予測地点と同一断面を対象とする。</li> <li>評価は、環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていることとの対比を行う。</li> </ul>
電波障害	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様の予測手法で再予測を行う。</li> <li>予測地点は、No.②地点を基本とするが、変更案の構造・軌道条件を勘案して、環境影響の範囲又は程度の変化が想定される地点を選定することとする。</li> <li>評価は、環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていることとの対比を行う。</li> </ul>
景 観	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様の予測手法で再予測を行う。</li> <li>予測対象とする視点は、構造変更がある地点とする。</li> <li>評価は、環境影響評価書（平成 14 年 11 月）と同様、①景観形成について十分な配慮がなされていること、②環境基本計画、大阪府環境総合計画、自然環境の保全と回復に関する基本方針等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこととの対比を行う。</li> </ul>